

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(〃) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(〃) 1
◎社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程の一部改正	(森づくり推進課) 1
○道路の区域変更(2件)	(道路課) 1
◎高知県立室戸体育館の指定管理者の指定	(公園下水道課) 2
◎告示(港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部改正	(港湾課) 2
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防政策課) 3

告 示

高知県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日

波川薬局 吾川郡いの町波川566-5 平21・12・1
高知県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
吾桑診療所 須崎市吾井郷乙467-1 平21・11・30
高知県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成21年6月1日	大月町 幡多郡大月町弘見 2230番地	特別養護老人ホーム大月莊 幡多郡大月町鉢土605番地4 介護予防短期入所生活介護
平成21年8月1日	医療法人みづき会芸西病院 安芸郡芸西村和食甲 4268番地	訪問リハビリテーション げいせい 安芸郡芸西村和食甲4268番地 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
平成21年9月1日	株式会社奈花伊 南国市大塙乙1253番地1 ティアレ中沢 103号室	ヘルパーステーションた けのこ 南国市大塙乙1253番地1 ティアレ中沢103号室 訪問介護 介護予防訪問介護

平成21年9月14日	有限会社ケアコミュニケーション 高知市瀬戸二丁目13番47号	グループホーム花みずき 土佐郡土佐町土居1057番地 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成21年10月1日	株式会社タケザキ 室戸市羽根町乙1262番地1	ヘルパーステーションひまわり 室戸市領家4番地6 訪問介護 介護予防訪問介護
"	"	居宅介護支援事業所花みずき 室戸市領家4番地6 居宅介護支援
"	株式会社ライズ 高知市春野町弘岡中357番地7	デイサービスなごみ館 土佐市高岡町甲2190番地7 通所介護 介護予防通所介護
平成21年10月10日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12番地1	ヘルパーステーションひなげし 四万十市安並1696番地1 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第4号

社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程(昭和38年2月高知県告示第72号)の一部を次のように改正する。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

第7条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する場合のほか、公社は、知事と協議して、交付を受けた賛助金に相当する額を返還することができる。

附 則

この告示は、平成22年1月5日から施行する。

高知県告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年1月5日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
須崎市浦ノ内灰方字茅畦1152番1	前	9.5 (14.3	51
	後	8.0 (13.5	51

高知県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年1月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁井田竹中
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南国市稻生字目白岩3736番6から 南国市稻生字目白岩3735番5まで	前	4.3 (8.3	50
	後	7.2 (13.0	50

高知県告示第7号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立室戸体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
室戸市浮津25番地1
室戸市
- 3 指定期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第8号

平成14年3月高知県告示第114号（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

表中

手結港	香南市夜須町手結地先	手結岬灯台（北緯33度31分6秒、東経133度45分31秒）から238度500メートルの地点まで引いた線、同地点から月見山三角点（68.3メートル）に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夜須川新豊栄橋下流の河川水面 別図7	船舶
-----	------------	---	----

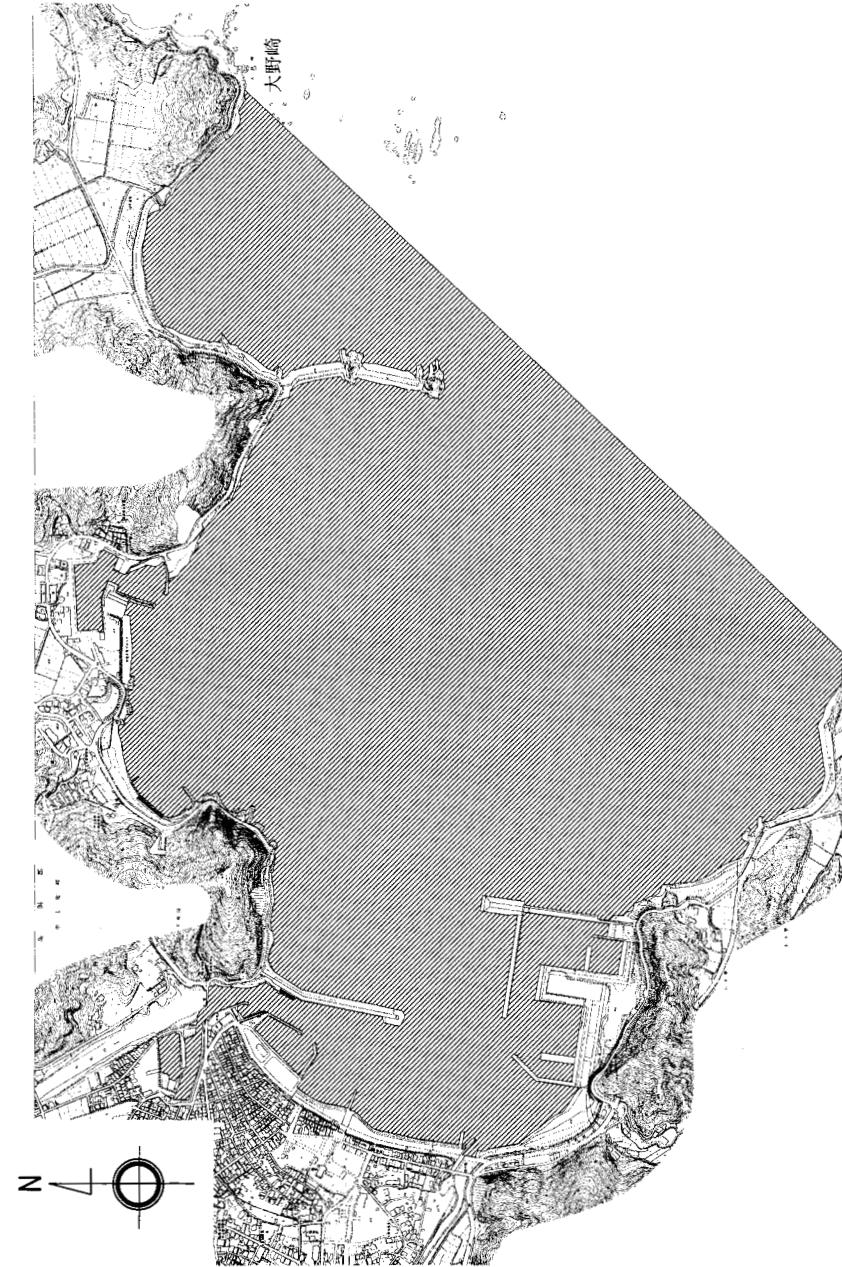
を

手結港	香南市夜須町手結地先	手結岬灯台（北緯33度31分6秒、東経133度45分31秒）から238度500メートルの地点まで引いた線、同地点から月見山三角点（68.3メートル）に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夜須川新豊栄橋下流の河川水面 別図7	船舶
久礼港	高岡郡中土佐町久礼地先	大野崎から215度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図7の2	船舶

に改める。

別図7の次に次の1図を加える。

別図7の2 久礼港における放置等禁止区域



公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成22年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
平成22年2月3日（水） 高知県庁正庁ホール	警報設備	午前9時から午後5時まで
平成22年2月4日（木） “	消火設備	“
平成22年2月5日（金） “	避難設備及び消火器	“

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成22年1月12日（火）から同月22日（金）までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）